

戦後日本の教育課程改革

——初等・中等学校の教育課程の成立過程——

さん ば
三 羽 光 彦

はじめに

1. 課 題

戦後日本の教育改革は、日本社会の民主化を目的とし、教育理念から学校制度、教育行政、社会教育などに至る全般的・本質的改革であった。この改革の一環として実施され、教育理念および学校制度の改革を内実から支えたのが、教育課程改革であった。ところが、教育課程に関しては、教育理念や学校制度、教育行政などに比して、旧制度すなわち戦前の制度からの変革の本質的な指標について、必ずしも実証的に吟味されていないように思われる。今日、教育課程改革における歴史的な座標軸が必ずしも明確でないのは、この点に起因しているように思われる。

当然のことながら、教育課程は教育理念や学校制度と密接に関連している。それゆえ、教育課程改革だけをとりあげて検討するならば、改革の本質的意義を明確にすることにはならないように思われる。そこで、本論文では、戦後改革における教育課程改革の成立過程を、戦後教育改革全体とりわけ教育理念、学校制度、教育行政などの改革との諸関係を考慮しながら実証的に検討することとした。

2. 対 象

本論文は、日本教育学会第46回大会（1987年8月29日、自由研究「教育史II」）における発表——大橋基博・三羽光彦「戦後日本の教育課程政策の成立過程」を論文化したものである。この学会発表は、敗戦直後から1947年までの教育課程政策の成立過程を実証的に解明しようとしたものである。ただし、敗戦後における教育課程改革構想の生成過程および1946年9月までの教育課程試案の形成過程については、大橋基博が、同発表の前半部分を、「戦後日本の教育課程政策の生成」（教賀女子短期大学『教賀論叢』第2号、1987年12月）として論文にしている。本論文は、同発表後半の三羽担当部分をもとに論文としたものである。したがって、1946年9月までの時期（本論文中の第1章に相当）についての言及は、必要最小限にとどめた。

教育課程改革の全体像を歴史的に解明するには、戦時期の米国政府における占領下日本の教育改革構想の検討をはじめ、戦後初期のいわゆる「否定的措置」の段階から開始された暫定的教育課程作成の動向などを検討する必要がある。しかし、上記の理由もあり、また、これらに関する研究が近年いくつか発表されていることもあり、本論文ではこの時期には論及しなかった。さらに、6・3・3・4制として成立する戦後の学校制度の構造を教育課程面から検討するには、高等教育までを視野に入れることが重要であるが、これについてもこの論文では扱うことができなかった。

結局、対象としては、小学校、中学校、高等学校の初等・中等段階の教育課程、とくに教科（必修および選択）、授業時間数などの教育課程の骨格の形成過程と、そこにおける論点の解明を中心にした。対象時期としては、1946年9月以降、1947年5月頃までを詳しく検討した。1947年後半以降の、高等学校の職業科や大学の教育課程の形成過程、高等学校と大学との接続関係に関する改革などについては次の機会に委ねたい。

3. 視 角

第二次大戦後の日本の教育改革において、教育理念の転換は憲法・教育基本法に明示され、教育内容は平和と民主主義の観点から改革された。それにとどまらず、教育課程のあり方、あるいはその編成原理といった、教育課程観そのものも転換したと考えられる。これは、教育それ自体の目的の転換、すなわち、教育が民主的社会的形成者としての人格の完成を目的とする、人権の一環として位置づけられたことの反映であるとみられる。そこで教育理念の転換と教育課程観あるいは教育課程編成のあり方との関係を検討するのを、第一の視角とする。

教育の機会均等の実現を期した6・3・3・4制学校制度は、単線型学校体系をなしており、義務教育年限の延長、男女共学、中等教育の大衆化と一元化、大学における一般教育の重視と大学教育の大衆的拡大などを重要な制度改革の原則としていた。ところが、今日では、単線型学校体系については、それが、画一的教育を助長し、個性に応じる教育を阻害するとみる見解が一部では根強い。しかし、戦後の6・3・3・4制は、画一的教育を否定するところから出発している。こうした学校制度の形態や原則・理念を実質化したのは、制度を内面から支えた教育課程であった。そこで、新学制にふさわしい教育課程のあり方がどのように構想され、その改革が実施されたかを第二の視角として検討する。結果的には、この視角からの検討が本論文の多くの部分を占めている。

教育課程行政の変革は、戦後の教育課程政策における不可欠の柱であった。とりわけ、教育の分権化は、連合国側で早くから志向された改革原則の一つであった。その原則は、教育行政の中央集権制の否定、つまり権力あるいは権限の分散を意味するにとどまらなかった。むしろ、教育基本法で明示される教育の直接責任制の原則を保障する制度として意義づけられる。すなわち、教材、教科書、学習指導要領などを、各学校あるいは地方で策定する

ことを意図する制度として構想されたのであった。こうした教育課程行政の転換が、教育課程観あるいは教育課程そのものの変革といかなる関係にあったかを、実証的に検討することを第三の視角とした。

4. 方法および用語の限定

本論文は、教育史研究、とりわけ戦後教育改革史研究の一環として研究したものである。主たる資料は、基本資料として、占領軍すなわち連合軍最高司令官総司令部の民間情報教育局の資料（GHQ/SCAPのCI&E文書）および『戦後教育資料』（国立教育研究所所蔵）を利用した。とくに、CI&E教育課と文部省との議論については、CI&E文書中のCI&E教育課のカンファレンス・レポート（report of conference）を用いた。

次に、用語の限定について述べておく。本論文では、「教育課程試案」、「教育課程編成案」、「教科表案」、「教科の時間配当案」など類似の用語を多用しているが、一応、教育課程の基本的あり方を定めた文書を「教育課程試案」と呼んで、各教科、各学年の必修や選択、時間配当の編成を定めたものを「教育課程編成案」として区別し、教育課程編成案を表の形で表現したものを「教科表」、時間配当に限ったものを「時間配当案」とそれぞれ呼ぶことにしている。また、「教育課程」と「カリキュラム」は同義に使用し、地の文章中では「教育課程」の語を用いるようにしたが、訳語としては「カリキュラム」の語も用いた。戦後初期に文部省をはじめ日本側では、「教科課程」あるいは「学科課程」という用語を用いているが、本論文では、資料を引用するばあい限定してこれらの語を使用した。

5. 先行研究

戦後日本の教育課程改革に関する先行研究としては以下のものがある。概説書としては、平原春好『日本の教育課程〈第2版〉』（1970年、国土新書）、水内宏『戦後教育改革と教育内容』（1985年、新日本出版社）などがある。日本

側の資料を総合的に利用した研究書としては、肥野田直・稲垣忠彦編『教育課程 総論』（戦後日本の教育改革 6, 1971年, 東京大学出版会）、岡津守彦編『教育課程 各論』（戦後日本の教育改革 7, 1969年, 東京大学出版会）がある。連合国軍最高司令官総司令部民間情報教育局（GHQ/SCAP, CI&E）の資料を用いたものとしては、鈴木英一『日本占領と教育改革』（1983年, 勁草書房）、鈴木「戦後改革における教育課程・教科書行政——占領文書にみる」（『法学セミナー増刊/教科書と教育』1981年, 日本評論社）、鈴木「学制改革の成立事情」（『名古屋大学教育学部紀要——教育学科』第29巻, 1983年3月）、久保義三『対日占領政策と戦後教育改革』（1984年, 三省堂）などがある。

各教科領域に関する研究としては、社会科を扱った、片上宗二「アメリカ側から見たわが国社会科成立過程——CIE教育課のわが国への社会科導入の論理——」（日本教育学会編『教育学研究』第42巻第2号, 1982年）、保健・体育を扱った、草深直臣「C.I.E. 体育担当官覚書にみる戦後初期の保健・体育・レクリエーション計画の総括と課題」（立命館大学人文科学研究所『保健・体育研究』第2号, 1983年）、図画工作科に関する、森下一期「図画工作科の成立経過について」（『名古屋大学教育学部紀要——教育学科』第32巻, 1986年3月）があり、家庭科の成立経緯については、朴木佳緒留（神戸大学）が研究を進めている。

また、高等学校の教育課程に関しては、矢野裕俊「高校における単位制の成立事情」（大阪市立大学文学部教育学教室『教育学論集』第11号, 1985年）があり、横山悦生（京都大学大学院）が高等学校の職業教育の成立過程を、大村恵（名古屋大学大学院）が定時制高等学校の成立過程をそれぞれ研究している。

著者の関係した戦後教育課程改革の研究としては、佐々木享・三羽光彦「農業・工業」（『文部省著作 戦後教科書 解説』1984年, 大空社）、佐々木享・鈴木英一・三羽光彦・井深雄二・夏目達也・大橋基博ほか「学校教育法の成立過程の総合的研究（その2）」（『名古屋大学教育学部紀要——教育学科』第30巻, 1984年3月, 第二部「教育課程に関する規定の形成過程」の部分の執筆担当）などがある。後者では、学校教育法および同法施行規則諸案の初等・中等学校の教育課程

に関する条文の形成過程に即して、戦後の教育課程行政の構造がどのようにして成立したかを論じた。したがって、本論文では、学校教育法および同法施行規則との関係については詳述を避けた。

第1章 教育課程政策の形成

1. 教育課程政策の生成

米国政府は、すでに戦時中から、第二次大戦後の占領下における日本の教育改革の方針を検討していた。教育課程に関しては、教育内容や教科書の国家主義的な性格を批判し、教育課程行政の中央集権制を問題としていた¹⁾。占領開始後、こうした検討はさらに進められ、連合軍最高司令官総司令部(GHQ)は、軍国主義的・超国家主義的教育内容の禁止、修身・日本歴史および地理の三教科の停止を含む、いわゆる四大教育指令を発した。これが、いわば「否定的措置」である。

積極的な改革の方針は、米国教育使節団の来日後本格的に検討された。米国教育使節団は、来日前の事前研究、そして1か月弱の滞在期間中の「米国教育使節団に協力すべき日本側教育家委員会」およびCI&E教育課との協同作業を通じて、戦後日本の教育改革の構図を示唆した。使節団はポツダム宣言を基本文書としており、その改革方針は、軍国主義の否定と民主化の促進を基本目的としていた。使節団は報告書の中で、日本側の委員の意向もふまえ、いわゆる6・3・3制の学校制度の実現を勧告した²⁾。また、教育課程については、以下のように伝統的な観念を批判し、民主的な教育課程観を示している。

「古い型によれば、教育は上から下に向かって組織され、その本質的特徴は権威主義であった。しかし、われわれが、あらゆる社会階層において強く支持されていることを発見した新しい型の教育においては、出発点は個

人でなくてはならない。後にわかることであるが、教育課程の問題は、この新旧の制度でそれぞれ異なった様相を呈する。」³⁾

この視点は、改革の進展にともない、教育課程編成の基本原理として位置づけられることとなる。そのほか、教育課程行政についても使節団報告書はその中央集権制を批判し、教師の自由を尊重した教育課程行政への転換、教育の基準設定を地方段階の権限とすること、教科書の編纂と出版を自由競争とすることなど、具体的な提言をしている。

CI&E教育課は、使節団報告書発表直後（1946年4月9日）に、この報告書を研究する委員会を設け、その中の小委員会として、教育課程・教科書に関する委員会を設置して、教育課程改革の検討を開始した⁴⁾。この時期（1946年4月10日）、CI&E教育課のギブソン（James B. Gibson）は、小学校の再組織は教育課程の問題であること、男女共学は強制的であることを述べ、6か年の総合制中等学校の創設を含む新学校法典の起草を要請している⁵⁾。CI&E教育課の一部では、学校制度改革の基礎として教育課程の改革が認識されていたこと、すでに1946年の4月から、中等教育は6か年の総合制学校として構想されていたことがうかがえて興味深い。

一方、「米国教育使節団に協力すべき日本側教育家委員会」は、「児童本位」「生活本位」の教育方法の確立、教育心理学の重視など、大正期以降の「新教育」の遺産の上に新しい教育課程のあり方を摸索していた⁶⁾。

2. 教育課程試案（1946年9月27日案）の成立

文部省は、1946年4月に「教科課程改正準備委員会」を発足させて、教育課程改革の検討を進めている。この委員会は、6月に「教科課程改正委員会」として正式に発足し、CI&E教育課と連絡・協議をして、教育課程基準案の策定作業を行なっている⁷⁾。

他方、CI&E教育課は、「ポツダム宣言」（1945年7月26日）、「降伏文書」（1945年9月2日）、「日本教育制度ニ対スル管理政策」（1945年10月22日、いわ

ゆる四大教育指令の第一指令), 「米国対日教育使節団報告書」(1946年3月30日), 「米国教育使節団に協力すべき日本側教育家委員会報告書」を基本文書として位置づけて, 教育課程改革の方針を研究している⁸⁾。

文部省の教科課程改正委員会とCI&E教育課は, 1946年6月以降, 集中的に協議を重ね, 9月27日までに, 初等・中等教育の教育課程試案を決定した⁹⁾。『戦後教育資料』所収の, 9月26日付「国民学校教科課程(案)」, 9月27日付「国民学校初等科学科課程案」, 「中学校(六, 三, 三案による)学科課程案」および9月27日付「国民学校・中等学校教科課程(試案)」¹⁰⁾がそれに相当する。

〔注〕

- 1) *Japan, Section 15: Education.* (Civil Affairs Handbook) 23 June 1944, Headquarters, Army Service Forces. および *Japan: The Education System under Military Government.* (PWC [State Departments of the post-War Programs Committee]=CAC [State Departments of the Interdivisional Country and Area Committee] Papers, CAC-238, PWC-287.) などによる。後者の文書は, 1944年7月15日に決定されたものである。なお, 戦時中の米国政府の占領改革構想については, 竹前栄治『占領戦後史』(1980年, 勁草書房) pp. 272-281, および, 前掲, 鈴木『日本占領と教育改革』pp. 5-30, に詳しい。
- 2) 米国教育使節団報告書の作成経過については, 鈴木英一・佐藤秀夫・土持法一・大橋基博・三羽光彦ほか「米国対日教育使節団報告書の成立事情に関する総合的研究」(『名古屋大学教育学部紀要——教育学科』第31巻, 1985年)で, 実証的に解明した。
- 3) *Report of the United States Education Mission to Japan, Submitted to the Supreme Commander for the Allied Powers.* March 30, 1946. U. S. Government Printing Office Washington. p. 8.
- 4) E. H. Farr, “Memorandum to All Officers. Education Division: Committee to Study United State Education Mission Report.”, 9 April 1946, *GHQ/SCAP, CIE Records*, Box 5117. 前掲, 鈴木『日本占領と教育改革』p. 189, に詳しい。
- 5) J. B. Gibson, “Memorandum to Nugent: Administrative Reorganization of Primary and Secondary School in Japan.”, 10 Apr. 1946, *CIE Records*, Box 5682. 前掲, 鈴木『日本占領と教育改革』p. 191, による。
- 6) 「米国教育使節団に協力すべき日本側教育家委員会報告書」(前掲『戦後教育資

- 料』所収)の「五、教育方法問題に関する意見」の部分による。
- 7) 前掲、大橋「戦後日本の教育課程政策の生成」で、この点の考察がなされている。
 - 8) The Curriculum and Textbook Branch, Education Division, CI&E, "Interim Report on New Curriculum for Elementary and Secondary Levels on the Japanese Schools.", 5 Nov. 1946, GHQ/SCAP, *History of the Nonmilitary Activities of the Occupation of Japan, Vol. XI—Social Part A, Education.* による。
 - 9) 同上資料で、その経過が簡単に解説してある。
 - 10) 前掲『戦後教育資料』II-32, 「教科課程改正準備委員会」資料中所収。

第2章 学校制度構想と教育課程改革

本章では、1946年9月27日に決定する教育課程試案に関連する議論を素材にして、CI&E教育課内で、学校制度改革と教育課程改革とがどのように構造的に関連づけられて構想されたかを検討する。

1. 学校再編成計画と教育課程改革との関係

教育課程編成案作成の作業は、文部省においてもCI&E教育課においても、6・3・3制を実現する学校再編成計画とは一応相対的に独自に進められた。たとえば、1946年9月27日に決定した新教育課程試案についても、CI&E教育課は、「来年4月に、日本の学校の行政構造がどのようになろうとも用いることができるように、そのカリキュラムは構成された。6・3・3制が実施されても現行の段階が存続しても、そのカリキュラムは使用可能である。」¹⁾とコメントし、さらに、青年学校の存否に関わらず、また男女共学問題がどう決定されようとも、その新教育課程が適用されえるとみている。

しかし、これをもって、6・3・3制の理念と無関係に、教育課程編成案の策定が進められたと判断することは間違いである。1946年8月16日、文部省の学校再編成委員会の発足がCIEに報告されているが、そこでオズボーン

(Monta L. Osborne, 中等教育担当将校)は、その委員会の活動に関連して、次のように注意を与えている。

「最も重要な要素の一つが欠落している。——すなわち、新しいタイプの学校の最も重要な構成要素はカリキュラムであるが、カリキュラム改革は、まだ6・3・3制の現実的基礎を形成するまでに十分至っていない。」²⁾

CI&E 教育課は、教育課程改革を学校制度改革実現の現実的基礎とみなしていたのである。

2. 教育課程における差別の撤廃

前述したように、文部省の教科課程改正委員会の作業と並行して、CI&E 教育課も教育課程改革の検討を進めているが、その前提として、それまでの日本の教育課程の問題点をいくつか指摘している。その中で、初等・中等段階全体を通した最大の問題点として、教材中心カリキュラム (subject-matter centered curriculum) であったことをあげ、子どもの発達段階を完全に無視していると批判している。

次に、中等段階においては、異なる多くのタイプの学校があり、たとえ、それらの間に同等のカリキュラムが存在するよう見えるとしても、そこに隠された差違が存在したと分析している。そこで、CI&E 教育課は、学校種別および性別によるカリキュラム上の差別を撤廃することを、教育課程改革の基本原則としたのである。検討の結果、CI&E 教育課は以下の原則を決定した。

「1. 女子用の特別な科目 (courses) および教科書はもたない。

2. 基礎諸科目〔国語、社会科など——原文〕では、同学年段階にあるすべてのタイプの学校で、同じ科目 (course), 同じ教科書を用いる。

非民主的に運営され、異なる集団や生徒のタイプに対し教育上の差別をもたらししていた高度に複雑な中等段階の教育制度は、その差別をカリキュラムの上で排除されるよう修正されるということを、この決定は基本的に

意図している。これは、本質的に、日本の教育の根本的改革の構成要素であった。」³⁾

CI&E 教育課は、学校種別、性別にかかわらず、同じ段階においては同じ科目および同じ教科書とする方針を確定したのである。これは、たとえ 1947 年度から 6・3・3 制や男女共学が実現せず、同段階に各種のタイプの学校が存在することになったとしても、教育課程改革を通して、民主的な単線型学校体系への実質的前進を保障しようとしたといえる。言い換えれば、学校体系の形態の如何にかかわらず民主的学校制度の本質を実現するため、その制度の現実的基礎である教育課程改革を追求したのである。

3. 学校制度の下からの連続性

戦後の学校制度は、初等教育から高等教育までそれぞれ下の学校を基礎として、下から順に連続的に接続することを、一つの重要な特質としている。ところで、1946 年 9 月 27 日までの教育課程試案の形成過程⁴⁾をみると、こうした点の配慮がうかがえる。

たとえば、教育課程の検討は、初等教育から下級中等学校、上級中等学校へと下から順に関連づけられて進められた。また、当初、国民学校高等科の教科課程案として構想された部分は、下級中等学校の前半部分へと移行されて検討された。そして、こうして確定された試案（「国民学校 中等学校教科課程（試案）」『戦後教育資料』「教科課程改正準備委員会」資料中所収）は、「国民学校」（修業年限 6 年と構想されている）第 1 学年から「上級中等学校」最終学年までの 12 の学年段階が通し番号で表現されている。しかも、各教科は、各学校の区分にかかわらず、12 年の段階の全部あるいは一部を連続するよう構想されている。

これらの点から、この教育課程試案は、初等・中等教育の下からの連続性を保障し、12 年の課程を一連の国民教育と位置づける改革に最初の基礎を与えたといえよう。言い換えれば、学校制度改革に先だって、ラダーシステ

ムの実現を教育課程の面から実質化しようとしたものといえる。

4. 中等教育の大衆性の保障

1946年9月27日に決定する教育課程試案のうち、下級および上級の中等学校の教育課程において、中等教育を大衆の性格をもつものに改革するために採られたと考えられるいくつかの施策がみられる。

第一に、教材中心カリキュラムから生徒の要求および地域社会の必要に応じたカリキュラムへの原理的転換は、まずその何よりの基盤であった。第二に、中等教育における選択制の大幅な導入が注目される。「解析」、「幾何」、「漢文」、「英語」など従来、大学への準備教育で重視されていた諸教科を、文部省関係者の抵抗にもかかわらず選択科目としている⁵⁾。

さらに、職業科目を中等教育課程に位置づけたことは、中等教育の大衆性の点から重要である。総じて中等教育に大衆的性格を付与する努力が随所でみられる。

〔注〕

- 1) “Interim Report on New Curriculum for Elementary and Secondary Levels on Japanese Schools.”, 5 Nov. 1946, pp. 7-8.
- 2) The Report of Conference, M. L. Osborne, 16 August 1946. *GHQ/SCAP, CIE Records*, Box 5363.
- 3) “Interim Report on New Curriculum for Elementary and Secondary Levels on Japanese Schools.”, p. 7.
- 4) 1946年9月27日までの、教育課程に関する The Report of Conference (文部省の「教科課程改正委員会」とCI&E教育課のカリキュラム委員会との‘The Curriculum Steering Committee’の会議報告の部分を中心にして)によって、この経過を知ることができる。
- 5) The Report of Conference, M. L. Osborne, 27 Sept. 1946. *CIE Records*, Box 5363.

第3章 教育課程編成案の「規範性」

1. 『学習指導要領』における教科表

周知のように、教科とその授業時間を示す教科表は、小学校と中学校にあっては、1947年3月22日発行の『学習指導要領 一般編（試案）』で、高等学校にあっては、「『学習指導要領』一般編第三章の補遺として」1947年4月7日に出された「新制高等学校の教科課程に関する件」（発学第156号）で示された。本章では、これら各学校の最初の教科表の作成経過を明らかにし、そこにおけるいくつかの論点を指摘することにする。

文部省では、1946年10月以降、学校教育法案の作成を本格的に進めるが、その過程で、教育課程に関する事項は、省令すなわち学校教育法の施行規則で定め、授業時間数の明示を含む教科表を従来の学校法令と同様に、施行規則中に別表の形で示すことを考えていた。『学習指導要領』発行後も、教科表について小学校、中学校、高等学校ともにその考えをもっており、1947年4月7日付の「学校教育法施行規則案」に至って、初めて施行規則中に掲げる方針をやめている¹⁾。

ところが、CI&E教育課においては、当初、授業時間数を定めることを重視していなかった。たとえば、1946年6月15日に文部省が「小学校教科課程案」を提示したとき、授業時間数を掲げている点を問題とした²⁾。1946年9月27日に確定するカリキュラム試案においても、各学年の各教科の必修選択の別、教科書の使用については定められているが、授業時間数は示されていなかった。しかし、1946年11月以降は、教育課は授業時間数を含む教科表の作成を、文部省とともに積極的に進めている。それはどうしてであろうか。この理由をうかがい知ることができる一つの記録がある。

1946年11月6日のハークネス（Kenneth M. Harkness, 教科書およびカリキュラム担当将校）と青木誠四郎とのコースオブスタディーに関する「進捗報告」

(Progress report) の記録に、以下のように記されている。

「コースオブスタディーに時間配当案のいくつかを入れておくことは、教科課程委員会が、なんらかの固定的なプログラムを強く要求するのを防ぐ手段として得策であるということが議論され、SCAP の教育課の中等学校担当将校が中等学校段階の提案をし、署名者（ハークネスのこと——引用者）とヘファナン博士 (Dr. Heffernan) が小学校のプログラムの提案の起草をし、これらの提案を青木氏の検討に付すため 11 月 13 日水曜日までに準備することが、同意された。」³⁾

すなわち教育課は、文部省の教育課程画一化の要求を排除する布石として、『学習指導要領』中に教科表を掲げることを意図しているのである。周知のように、『学習指導要領』は、将来は各地方や学校で作成することが予定されていた。1947 年 3 月に文部省が発行するものは、地方や学校での作成を促すための試案 (A Tentative Suggested) にすぎなかった。したがって、教科表を『学習指導要領』の内容としたことは、授業時間数を含む教科表などの教育課程基準の作成の権限を地方ないしは各学校に委ねることが企図されたといえる。また、『学習指導要領』に数個の教科表を掲げようと考えられていたことは、試案の性格にふさわしいものとして興味深い。

2. 教育課程基準の法定をめぐって

これまでも指摘されていることであるが、CI&E 教育課は、教科に関することがらを法律で規定することを厳しく問題にしている。たとえば、1946 年 12 月 28 日付「学校教育法案要綱」の第三章（中学校）の部分の条文に対する論評とみられる「学校教育法案に関する論評」(Comments on Proposed School Education Law) では、次のようにコメントしている。

「下級中等学校で提供されるすべてあるいはなんらかの教科を法で規定すべきかは疑問がある。合衆国の大部分の州ではコース・オブ・スタディー (the course of study) をある程度法で規定している。これは、時折カリキュラ

ム作成者にひどい障害をもたらしている。もし、コース・オブ・スタディー（the course of study）を国会へ勧告する権限が文部省に与えられるならば、文部省がカリキュラム統制権を保持することになろう。」⁴⁾

教育課程に関する事項を法で規定することを避けるという方針は、米国の制度を導入したというより、教育課程基準の法定がカリキュラム改革運動を阻害しているという事実に基づき、米国の制度を批判的に検討した結果であることが示唆されている。

〔注〕

- 1) この点については、前掲「学校教育法の成立過程の総合的研究（その2）」で論じた。なお、佐々木 享・大橋基博「学校教育法案の形成過程——学校教育法草案の特徴と変遷を中心に」、日本教育学会編『教育学研究』第50巻第4号、1983年3月、はその第一報に相当する論文である。学校教育法案および同法施行規則案については、『戦後教育資料』所収のもののほか『春山順之輔文書』所収のものがある。詳しくは、名古屋大学教育学部教育行政及び制度研究室・技術教育学研究室編『学校教育法成立史関係資料』1983年、を参照のこと。
- 2) The Report of Conference, J. C. Trainor, 15 June 1946. *CIE Records*, Box 5134.
- 3) Progress Report, K. M. Harkness, 6 November 1946. *CIE Records*, Box 5134.
- 4) “Comments on Proposed School Education Law.”, *CIE Records*, Box 5750. (前掲『学校教育法成立史関係資料』所収。)

第4章 小学校および中学校の教育課程 編成案の形成過程

1. 1946年11月13日の教科表案

文部省の青木誠四郎は、1946年11月上旬に、CI&E教育課に、初等・中等教育の教科の時間配当案を検討する委員会を組織するよう求められ、委員を指名し作業を開始している。CI&E教育課は、ハークネスが初等教育、オズボーンが中等教育を担当してそれぞれの教科の時間配当案を作成し、

モス (Moss), ノルヴィル (Norviel), ボールズ女史 (Bowles), ホームズ女史 (Holmes), ドノヴァン女史 (Donovan) らと検討している。そして予定通り、11月13日に文部省と教育課の両者の試案がつきあわされた¹⁾。なお、この時期には、正式には、小学校、中学校、高等学校という名称が確定していないので、本論文では、初等学校、下級および上級中等学校という語を使用する。

(1) 初等学校の教科表案

この会議で文部省側が提示した初等学校の教科表案とみられる英文案がある。「第I—VI学年の時間配当試案 (国民学校)」²⁾と題されているが、後に、『学習指導要領』に示される小学校の教科表にかなり類似している。違う点は、教科の欄に「自由研究」が掲げられていないこと、後に「家庭」として第5・6学年の男女ともに必修となる教科が、この時点で「裁縫」となっており、第5・6学年の女子のみに必修となっていること、そしてその時間を男子に「工作」を必修としていること、したがって「図画」と「工作」は分離され二つの教科として掲げられていることなどである。時間数では、後に『学習指導要領』に示される小学校の教科表では、第6学年の「国語」(6時間—8時間)のように上級学年では幅をもたせてあるが、この教科表案ではこのような配慮はされていない。

(2) 下級中等学校の教科表案

(i) 文部省案

文部省側は、下級中等学校については、各教科専門委員の要求をそのまま掲げたものと、青木誠四郎が一定の基準で選定したものの2種の教科表を提示した³⁾。まず、前者は1週間の教授時間が各学年50時間内外と膨大なものとなっている。両案を比較すると、前者には「外国語」、「家庭」(Domestic Sci.)の教科があるが、後者には掲げられていない。「家庭」にかえて、「職業科目」の欄の下に括弧をして「女子に家事 (Home Economics for Girls)」

と記されている。男子が職業科目を履修するさい、女子が「家事」を履修することを意図していたと推測される。前者になく後者にある教科は「書道」である。「書道」を独立の教科としようとしたことがうかがえる。

次に、青木が調整した教科表を、9月27日の教育課程試案と比較すると、試案では選択教科としていた職業科目が教科表では必修としているとみられること、試案の「図画・工作」(Art and Handicrafts)に対応する教科が教科表では「美術」(Fine Arts)となっていることなどが注目される。

(ii) CI&E 教育課案

11月13日の会議で、オズボーンは、下級中等学校の教科表(Junior High School Curriculum となっている。)を3種類提示している⁴⁾。職業科目の時間配当の最大限度を示したものと最低限度を示したものの2種と、それらを一つの表に組み合わせたものである。この教科表はCI&E教育課内で検討されたものとみられるが、文部省側の案と比較して以下の点が注目される。

- i. 毎週の教科配当時間に最低時間と最高時間を示し、幅をもたせている。
- ii. 職業科目を必修とし、「家事」(「家事」を職業科目の一つとしている)、「農業」、「工業」、「商業」、「水産」から選択することとなっている。
- iii. 職業科目の最低時間は第7・8学年で6時間、第9学年で8時間で、第8・9学年でそれぞれ10時間と12時間を最大限度としている。ただし、施設・設備および教員の状況によって不可能な場合には、全学年とも4時間まで引き下げる権限を校長に与えている。
- iv. 選択教科に配当される時間は、第7学年が4時間、第8学年が2—8時間、第9学年が2—12時間と多く、それらは「英語」2時間、「自由研究」(Study Periods)2時間、職業科目の追加等に当てられる。
- v. その他必修教科でも、ある程度の時間の幅が設定してある。

この案は、教科課程編成の最終的権限を校長に委ねようとする意図が示唆されていること、学年の進行とともに大幅な選択制を採用入れ、必修と選択のシステムティックなコンビネーションがみられること、職業科目を必修とし、時間数でも重視していることなど、総じて柔軟なカリキュラムを保障しようとしている点が注目される。

(iii) 会議の論点——カリキュラムの柔軟性

以上の文部省と CI&E 教育課の教科表がつきあわされた 11 月 13 日の会議で、青木誠四郎の作成した文部省の下級中等学校の教科表に対して、オズボーンは全般的には容認できるとしながらも、主に次の点について批判している⁵⁾。

「一つの重大な欠点がある。まったく柔軟ではなく、地域社会での選択を認めていないことである。日本の子どもたちの 75% から 80% のものが第 9 学年の終りに正式な学校教育を修了するであろうから、この学校ではなんらかの特定の職業訓練が与えられねばならない。したがって、職業科目の時間数を増加できるよう柔軟なカリキュラムとすべきである。文部省は教科配当時間の最低基準を示すことが求められているのであり、各地の学校の裁量で時間数を増加させることは認めなければならない。」(要約)

批判は職業科目の時間数の増加に端を発していたが、問題はカリキュラムの柔軟性や選択のシステムに関わる本質的なものであった。会議は 11 月 20 日に再度もたれることが予定された。

2. 1946 年 11 月 20 日の教科表案

(1) 初等学校の教科表案

1946 年 11 月 20 日のヘファナンのカンファレンス・レポートの中に、「時間配当案 第 I—VI 学年」⁶⁾と題する初等学校の教科表案がある。これは 11 月 13 日案に、時間配当の柔軟性をもたせるようある程度修正したものであり、

文部省と教育課との妥協によってできた案とみられる。主要には、「家庭」に対応する教科名が、Practical Arts となっており、工作ないしは技術教育を含んだ内容が想定されているのではないかとみられること、「図画工作」に対応する教科が、Drawing と図画だけを示しているとみられることなどが異なっているだけで、『学習指導要領』に示される教科表と良く似ている。

なお、11月13日案とは異なり、この案では、Practical Arts が第5・6学年で男女ともに必修となっていることは注目される。これは家庭科の男女共修制へのワンステップであったといえよう。

(2) 下級中等学校の教科表案

文部省の中村新一中等教育課長は11月20日にCI&E教育課に、第1表のような下級中等学校の教科表案を提示した⁷⁾。

この教科表は、『学習指導要領』に掲げられたものにかかなり近くなっている。特に、選択教科の柔軟性を大幅に採り入れている点は注目される。むしろ、『学習指導要領』に掲げられたものより職業科目、外国語などの選択の幅を多くとっている。しかしそのことが、1週間の授業時間の総数の最大限を2,3時間多くしている。

(3) CI&E 教育課の評価

CI&E教育課は、この教科表案を容認できると評価している。さらに、この教科表案で家事科を職業科目のうちの一つと位置づけたことを、男女の教育機会均等の原理を確立するものであると重視している。CI&E教育課は以下のよう⁸⁾に評価している。

「この時間配当予定表での一つの重要な変更は、家事科(Home Economics)が職業科目の一つとして掲げられるようになったことである。職業科目の最低時間4時間は、下級中等学校のどの生徒にも必要である。女子が、職業科目として通常、家事科を選択することを想定しているが、そう

第1表 下級中学校教科課程毎週教授時間配当表

(本表は1週当たり授業は、36時数を基礎にしている。その各時数の実際の長さはまだ決定していない。)

必修科目	第7学年	第8学年	第9学年
言語技術 国語及文学	5	5	5
書道	1	1	
社会科 一般社会科	5	4	4
日本史		2	2
一般数学	4	4	4
一般理科	4	4	4
音楽	2	2	2
美術・工作	2	2	2
体育	3	3	3
職業科目 (家事科を含む)	4	4	4
全必修科目	30	31	30
選択科目	6	5	6
外国語	0-6	0-6	0-6
職業科目	6	5	6
国語及び文学	1	1	1
一般数学	1	1	1
一般理科	1	1	1
書道			1

〈説明〉 6時間(選択の時数)につき、第7学年の生徒は、外国語、職業科目、自由研究の時間あるいは国語、数学、理科の増加時間との間で選択できる。第8学年の生徒は同様の選択ができるが、選択課程に与えられるのは5時間に限られる。第9学年の生徒も同様の選択ができるが、書道の1時間の選択が加わる。

各学校では職業訓練に10時間はあてるべきである。これらは家事、農業だけの1ないし2の科目にあてられるし、あるいは家事、農業、林業、漁業、商業及び工業に分散してもよい。

〈注〉 国語、数学、理科の増加時間は職業科目よりこの種の科目を希望する生徒に与えられる。

この時間配当は女子に「家事科」をとることを認めているが、同時に選択すれば他の職業科目の訓練を受けえる。

しなければならないとは、はっきり述べられてはいない。選択の6時間の科目については、大多数の生徒が家事科に加えて、数個の職業課程をとるよう選択することになろう。これは、両性の平等な教育機会という重要な原理を確立している。」

3. 新制中学校の教科表案の完成

1947年1月9日に、CI&E教育課は新制中学校の教科表案についての最終チェックを行なった⁹⁾。その場で、文部省の数人の専門職員が、彼等の担当する教科領域が無視されてきたとの不満を表明したが、すでに教科表案がほぼ確定していることもあり、議論にならなかった。文部省は、同省内の委員会が採択した新制中学校の教科表案とその留意説明文を提示した。これらは、そのまま『学習指導要領』に載せるものとしてチェックを受けた。したがって、『学習指導要領』の教科表および『戦後教育資料』の中にある1947年1月10日付の「新制中学校教科課程案」とほとんど同じであるが、ただ「自由研究」だけは掲げられていない。なお、1月10日付の「新制中学校教科課程案」は「美術科」とあって、工作は示されていない。

1月9日案の表現上で特徴的なことは、各教科ごとの新制高等学校までのつながりを意味する、Cours I というようなコースの表示がなされていることである。新制高等学校のカリキュラム案作成の進展とともに、中・高をつなげる教科の連続性が意識されたことを示唆している。

〔注〕

- 1) 2) 3) 4) 5) The Report of Conference, M. L. Osborne, 13 Nov. 1946, *CIE Records*, Box 5363.
- 6) The Report of Conference, H. Heffernan, 20 Nov. 1946, *CIE Records*, Box 5134.
- 7) 8) The Report of Conference, M. L. Osborne, 20 Nov. 1946, *CIE Records*, Box 5363.
- 9) The Report of Conference, M. L. Osborne, 9 January 1947. *CIE Records*, Box 5363.

第5章 高等学校の教育課程編成案の 形成過程

1. 上級中等学校の教科表案の検討

(1) 文部省内での検討

1946年12月上旬から、文部省と教育課の両者で、新制高等学校の教科の時間配当について検討している¹⁾。CI&E教育課が順調に作業を進展させたのに比して、文部省の作業はあまり進まなかった。これは、文部省内で、新制高等学校のイメージが不確定であったことに関係しているようである。1946年12月12日の教育課との会議で、文部省は、第2表のような簡単な時間配当予定表しか提示できなかった。大幅な選択制の導入を意図していることはうかがえるが、教科編成の構造は不明である。

第2表

必修科目	第10学年	第11学年	第12学年
国語	3	3	3
一般社会科	5		
体育	3	3	3
必修科目の合計時数	11	6	6
選択科目の合計時数	23	28	28
毎週教授時数の総計	34	34	34

(2) CI&E教育課の検討

一方、CI&E教育課は、新制中学校の教科表案がほぼ確定すると、次に、新制高等学校の教科表案の作成を精力的に進めている。オズボーンが時間配当案を作成し、ポールス女史、ハークネス、モス、グラハム、シェイ、ホームズ女史らの教育課職員の会議を経て、文部省と討議するための案として第3表のような教科表案を決定した²⁾。これは、「新制高等学校の教科課程に関

第3表

教 科		第10学年	第11学年	第12学年
国語・文学		コース4 5時間	コース5 5時間	コース6 5時間
書 道		コース3 2時間	コース4 2時間	コース5 2時間
外国語		コース4 5時間	コース5 5時間	コース6 5時間
漢 文		コース4 2時間	コース5 2時間	コース6 2時間
一般社会		コース4 5時間		
選 択 社 会	人文地理			5時間
	時事問題			5時間
	西洋史			5時間
	東洋史			5時間
数 学	代数・微積分			5時間
	幾何・解析幾何			5時間
理 科	物 理			5時間
	化 学			5時間
	自然地理			5時間
	生 物			5時間
音 楽		コース4 2時間	コース5 2時間	コース6 2時間
美 術		コース4 2時間	コース5 2時間	コース6 2時間
工 作		コース4 2時間	コース5 2時間	コース6 2時間
体 育		コース4 3時間	コース5 3時間	コース6 3時間
職業科目		10時間	15時間	15時間

〈注〉 下線は必修。

コースの番号は下級中等学校からの続きである。

各学校の校長および教員は、職業教育の学習指導要領の中の教科書の利用できるもののリストから、適当な諸科目を選定する。

する件」(1947年4月7日、発学第156号)に示された教科表ときわめて良く似ている。

(3) 会議の論点(1)——単位制の採用をめぐる

12月12日の会議で、中村新一中等教育課長はCI&E教育課の案を見せられたが、それを十分に検討するための時間を求めた。また教育課は、選択科目を多く提供することのできない小さな学校での代替教科表案の作成も求めた³⁾。以上のように、この会議では教科表案の具体的な内容については議論されなかった。

しかし、この日の会議では、総合制上級中等学校の創設と単位クレジット制度の採用をめぐる重要な議論がなされた。オズボーンは単位クレジット制度のプランを解説した文書を手渡し、中村課長にその採用を求めている。中村課長は、文部省と教育刷新委員会は単位制より学年制が望ましいと決定したと述べて、単位クレジット制度の採用に消極的であったが、単位制と学年制がうまく両立することをオズボーンから知らされ、関心を示している。オズボーンのプランによると、将来は下級中等学校にも単位制を拡張する構想であった。

そのプランの文書によると、1週1時間を1年間(通常40週)続けた授業時間の量を1単位と規定しており、米国のハイスクールで用いられている単位制より複雑でなく、より中庸的であると評している。そのプランでは具体的な各教科の単位数を明示して、進級および卒業の要件を定め、単位制と学年制を融合させている。これはかなり現実的な案であって、教育課は教育課程の具体的な構想をしだいに進展させていることが知られる。

(4) 会議の論点(2)——総合制の理念をめぐる

12月15日に、上級中等学校の教科の時間配当案に関する会議が行なわれている⁴⁾。ここで中村課長が配当案を提示したが、それには数学、理科にふ

くまれるすべての科目と社会科の多くの科目が必修となっているにもかかわらず、職業科目が掲げられていなかった。これは上級学校準備の課程を想定していたからであって、職業課程は別種の学校として構想していたのである。オズボーンはこれを、文部省学校教育局の「総合制学校の理念への最後の絶望的な攻撃」とみなし、厳しく批判している。

オズボーンは、上級中等学校以上の教育機関に進学する卒業者が50%以下であるという事実に着目すると、上級中等学校のカリキュラムをカレッジ準備の教科のみに限定することは問題だと指摘し、総合制学校の創設を力説した。彼は、「大都市部においては、カレッジ準備のタイプあるいは職業のタイプといった、高度に専門化した既存の学校が保持されるかも知れないが、他の地域では、こうした学校をできるだけ総合制として計画すべきである。上級中等学校1校のみを有する地域では、すべての生徒の要求を配慮して多様なカリキュラムを提供しなければならないのは、本質的必然である。」と強く主張した。オズボーンは、総合制の理念を、教育課程の大衆性の論理から論じると同時に、学校の地域性の論理からも論じているのが注目される。

これに対し、文部省側は難色を示していたが、総合制学校の内部で大学準備課程を編成することができるということがわかってくると、教育課にしいに譲歩している。文部省は大学準備課程の温存に強く固執していたことが明らかである。

2. 新制高等学校の教科表案の完成

1946年12月18日の、文部省とCI&E教育課の会議⁵⁾で、新制高等学校の教科表案がほぼ確定している。ここで文部省案が提示されているが、先のCI&E教育課案にかなり近いものになっている。ただし教育課の案では、国語、社会、理科、数学、外国語にそれぞれ5時間を配当していたが、文部省案ではそれらに4時間しか配当していなかったことが問題となった。オズ

ポーソンらは、多くの教科をこまぎれに短時間ずつ学習するよりも、十分に時間をとって少数の教科を学習するほうが望ましいと主張し、そのためにも、多様な科目の中からの選択制が有効なことを述べた。

こうして、文部省と CI&E 教育課との間で、前述の科目の配当時間を5時間に増加することを含め調整が行なわれ、結局、さきの教育課案とほとんど同じものが、試案として確定された。ただ、これは、「新制高等学校の教科課程に関する件」に掲げられたものとは数学に含まれる若干の科目名称と、国語の必修時間等で差違がある。この試案では国語の必修時間が5時間となっているが、「新制高等学校の教科課程に関する件」に示されたものでは3時間となり、あとの2時間は選択の時間となっている。なおこの会議では、文部省が新制高等学校の選択制の実施例として、大学準備の課程、職業課程および一般的課程の3種の課程の編成の一例を作成していることが報告されている。

新制高等学校の教科表の最終案は、1947年2月10日の会議⁶⁾に提出された。教育課はその案に異論はなく決定案となった。これは、「新制高等学校の教科課程に関する件」(1947年4月7日、発学第156号)に含めて公表されたが、その通知の全体の内容の検討は、1947年の2月から3月に進められ、1947年3月には通知の内容はほぼ決定した。3月5日の会議⁷⁾には、その概要が文部省から提出され、オズボーン、ポールス女史が検討している。3月22日には、その最終コピーが教育課に提出された⁸⁾。

その通知の作成が遅れた背景には、総合制教育課程の実施、単位制の導入などをめぐって、文部省内で意見の一致が容易にみられなかったことがあると思われるが、「新制高等学校の教科課程に関する件」では、一応、総合制高等学校の骨格が定められた。

3. 新制高等学校の性格をめぐって

1947年3月以降、高等学校の設置基準の設定あるいは定時制高等学校の

創設などに関する CI&E 教育課と文部省との会議で、両者は新制高等学校の性格をめぐる各所で鋭い対立をみせている。1947年5月16日の、日高第四郎学校教育局長とオズボーンをはじめとする中等教育担当将校との会議⁹⁾は、その一例である。

日高局長が、高等学校の設置基準の策定に関連して、大学準備課程の学校を保持しながら新制高等学校を種別化する構想を示したが、CI&E教育課は、それに対し、旧制高等学校を実質的に温存しようとする試みであると厳しく批判している。さらに、それと同類のものに以下のようなことがあると述べ、大衆的中等学校の実現が米国対日教育使節団と CI&E 教育課の意図するところであると結論づけている。

「この会議は、新制高等学校を高度な選抜的タイプの学校とすることによって旧制高等学校を復活しようとする試みであり、明らかにその一環であった。その他には以下のものがある。

1. 新制高等学校は四か年または五か年の学校であってもよいとの教育刷新委員会の勧告および学校教育法へのこの規定の挿入。
2. 新しい中等学校をさす高等学校という名称の継承への固執。
3. 中村氏およびその他の文部省中等教育課員の、職業学校あるいは職業の教育課程をもつ学校は高等学校とは呼べないという、ことあるごとの言明とともに、新制高等学校の教育課程を大学準備の教育課程に限定しようとする首尾一貫した試み。
4. 多くの要求と興味をみたす多種の課程をもつ、一つの屋根のもとでの総合制タイプの学校という理念全体への明らかに一貫した反対。および、まったく立派な日本語の用語が存在するにもかかわらず、「総合制高等学校」という言葉の使用さえいやがること。
5. 再編計画で、旧制高等学校の上級部分は新制大学に吸収されると定めている事実があるにもかかわらず、中等学校課の学校基準委員会の勧告は、新制高等学校のすべての卒業者の学力水準は旧制高等学校卒業者と同

等でなければならないとしたこと。

この問題の明らかな解決策は、単純ではあるが、新制高等学校が選抜的なタイプの学校ではなく、実際に大衆的教育のための中等学校となることを全く十分に保障するような基準の作成を監督することである。米国教育使節団が意図し、教育課が意図してきたのは、上級中等学校には、第9学年をこえて学校教育を継続することを望むすべての者が進学できうということである。ただ施設の不足によってのみ制限されているが、経済の復興によってしだいに拡張される。選抜は多年の間必要だろうが、それは施設の限界という事実のみに立脚すべきである。』⁹⁾

伝統的中等教育観と大衆的中等教育観が正面から対立していることが、如実に示されている。文部省の根強い抵抗にもかかわらず、CI&E教育課は、大衆的中等教育を国民教育の一環に位置づけることを、熱心に追求したのである。

1947年以降、高等学校設置基準設定や定時制高等学校創設に関連する会議の中で、文部省とCI&E教育課の間で、新制高等学校の教育課程をめぐる議論が多くなされている。これらの議論を分析しつつ、高等学校教育課程の成立過程を実証的に明らかにすることは、次の機会に譲りたい。

〔注〕

- 1) 2) 3) The Report of Conference, M. L. Osborne, 12 December 1946. *CIE Records*, Box 5363.
- 4) The Report of Conference, M. L. Osborne, 15 December 1946. *CIE Records*, Box 5363.
- 5) The Report of Conference, M. L. Osborne, 18 December 1946. *CIE Records*, Box 5363.
- 6) The Report of Conference, M. L. Osborne, 10 Feb. 1947. *CIE Records*, Box 5363.
- 7) The Report of Conference, M. L. Osborne, 5 March 1947. *CIE Records*, Box 5363.
- 8) The Report of Conference, M. L. Osborne, 22 March 1947. *CIE Records*, Box

5363.

- 9) The Report of Conference, M. L. Osborne, 16 May 1947. *CIE Records*, Box 5363.

ま と め

以上、戦後日本の教育課程政策の成立過程を明らかにしてきたが、この検討から結論的にいえることを簡単にまとめておく。

第一に、戦後教育課程改革の基本原理は、まず、子どもの要求や必要など、子どもの発達や成長の課題から教育課程の内容や方法などをつくりあげるということであった。ただ、これは狭い意味での児童中心主義を意味しない。なぜなら日本社会の民主化、地域社会の必要なども教育課程編成の重要なファクターとみなされているからである。すべての子どもの最大限の成長・発達と日本社会と地域の民主的発展を有機的・構造的に関連づけて、それを目標として教育課程の改革がめざされたといえよう。当初、この点の理解は文部省側には乏しかったが、教科課程改正委員会のメンバーの努力などで、しだいに、教育課程編成原理などのカリキュラム観を転換させて行くこととなった。

第二に、そうした教育課程改革を実現するためにも、全国的な拘束性をもつ教育課程基準を否定した。教育課程の実施主体はなによりも各学校の教師とされた。そしてその基準案の作成主体は、地域や各学校とされた。『学習指導要領』は、地域で教育課程の研究をするための一例として示されたにすぎなかった。「試案」の意味はまさにそこにあった。しかし、文部省はこの点の認識が弱かったのではないかと思われる。学校教育法施行規則に最後まで教科表を掲載しようとしたことなどはそのことを物語っている。

第三に、12年間の初等・中等教育を下から連続した一連の国民教育として位置づけるため、教育課程改革によってまずその実質化を図った。文部省

は、伝統的な中等教育観に固執し、ことあるごとに抵抗を示すが、CI&E 教育課は大衆的中等教育実現のために努力した。

なお、今日でも一部では、戦後の教育改革構想の多くが米国からのそのままの導入であるとみなされる傾向があるが、本論で論じたように、教育課程に関しては法定しないことや単位制などは、米国の制度を批判的に検討したうえで構想されている。戦後日本の教育改革は教育の世界史的な成果のうえに成り立っているといえよう。

(1987年9月29日脱稿・提出)